

環境省 「環境報告書ガイドライン（2003年度版）」  
（平成16年3月）より抜粋

## 第2部 環境報告書の記載項目

### 1. 環境報告書の全体構成

環境報告書には「環境報告書に記載すべきと考えられる項目」があります。これは、環境報告書等により社会的説明責任を果たすとともに、利害関係者の意思決定に有用な情報を提供するため、さらには環境報告書が環境コミュニケーションのツールとして機能するために不可欠な項目であり、現在発行されている多くの環境報告書で網羅されている項目です。

環境報告書に記載することが重要と考えられる分野は、

- 1) 基本的項目
- 2) 事業活動における環境配慮の方針・目標・実績等の総括
- 3) 環境マネジメントに関する状況
- 4) 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況
- 5) 社会的取組の状況

の5つの分野に分類されます。各分野の中で環境報告書に記載することが重要と考えられる項目は以下の25項目です。

### 6. 社会的取組の状況

#### 25社会的取組の状況

持続可能性に係る社会的側面は、労働安全衛生、人権、雇用、地域の文化、広範な消費者保護、製品安全、政治、倫理、個人情報保護等様々なものが考えられます。

このような社会的側面に関する情報開示や報告については、各種の取組の試行が行われている発展途上の段階にあります。

本ガイドラインにおいては、既発行の環境報告書、持続可能性報告書及び社会・環境（CSR）報告書から代表的情報を取り上げるとともに、法律等において開示が求められている情報、環境関連以外の法規制遵守の情報及び今後重要となると考えられる情報等を取り上げました。これらの情報を環境報告書に記載することが望まれます。